

◆ 北海道民の生命、北海道の社会、経済を守るために、ハーフライフル銃の10年規制に反対する
北海道銃砲火薬商組合 組合長 沖 慶一郎

| 北海道のヒグマ対策、エゾシカ対策は、民間人であるハンターが行っている

北海道は、最大体重500kgを超える陸上哺乳類であるヒグマと、最大体重150kgを超える大型草食獣であるエゾシカと共に存する日本で唯一、世界でも稀有な地域である。

そして、開拓初期から、野生鳥獣との共存のために猟銃が欠かせない地域である。

今も、毎日のように当たり前にハンターが必要とされ、活動している。

足寄町で山中に死体が遺棄された事件で警察職員100名が山に入って遺体を捜索している際、ヒグマから警察職員を守るためにハンターが同行している。(令和5年12月26日付北海道新聞)

JR 北海道釧路支社長は「クマとの衝突の場合、付近に親グマや子グマがいるリスクがあるため、ハンターが駆け付けるまで対応できず、運行の再開には長時間の影響を来たしている」と話している。(令和5年12月27日付十勝毎日新聞)

農林業被害対策はもとより、100名の警察職員を守るためにハンターが出動し、JRが通常通り走行するためにハンターが出動し、また林道・砂防ダム工事、測量作業、災害復旧、送電線パトロール、アメダス機器の管理等にもハンターの護衛がなければ仕事をしてはいけないという発注元(国、道、市町村、北海道電力等)からの指示があるという地域である。

北海道では令和5年に、朱鞠内湖、福島町、阿寒町で人間がヒグマに襲われている。3件ともヒグマに襲われたのは成人男性であり、しかも福島町の事件は、大学生がヒグマに食べられるというショッキングなものであった。

北海道では国有林、道有林の実質的入林禁止措置が継続しており、エゾシカ、ヒグマが急速に増えている。これからますますヒグマの生息数の増加が予想される中、令和5年の3件の不幸な事故は山中で起きたが、北海道の歴史を鑑みても、今後市街地でこれらの事故が起きることが危惧される。

北海道の野生鳥獣の保護管理、エゾシカ対策、ヒグマ対策は民間人であるハンターが自発的に担っている。地域を守るため、家族を守るため、仕事(収入)を守るため、銃の所持許可を取り、相手が最大体重500kgにもなるヒグマに対して、無償で、もしくは経費程度しか支払われない有償ボランティアで駆除やパトロール、通学路の護衛等に参加する。

北海道民の生命を守るために、北海道の社会活動、経済活動を守るために、民間人であるハンターが自発的に担っている役割は、(私個人としては異常とも思えるほど)大きい。

2 散弾銃(スラグ弾) ハーフライフル銃(サボットスラグ弾) の比較

2-1 ヒグマに対する有効射程の違い 30~50m と 150m

現行の法律では、散弾銃を10年所持しなければ、ライフル銃の所持はできない。

ハーフライフル銃(サボットスラグ弾)であれば、練習と経験により150m程度まではヒグマを確実に射獲できる集弾(半径10cm程度)を得ることができる。

それに対し、散弾銃(スラグ弾)の有効射程は50~100mとされているが、ヒグマを確実に射獲できる集弾(半径10cm程度)は30~50m程度であって、それ以上の距離では半矢にする可能性が高く、引き金を引くことはできない。

※ ハンターが所持できる猟銃は下記の通りとなっている。

・ライフル銃

～ 銃身の2分の1を超える長さのライフリングがある単一の弾丸を発射する銃器
(狩猟のために所持するには、猟銃を10年以上所持することが必要)

・散弾銃(スムーズボア銃身)

～ ライフリングのない主として粒状の散弾や単一の弾丸(スラグ弾)を発射する銃器
(1年目から所持することができる)

・散弾銃(ハーフライフル銃身) = ハーフライフル銃

～ 銃身の2分の1以下の長さのライフリングがある銃器。主に単一の弾丸(サボットスラグ弾)を発射するが、粒状の散弾も発射することができる。
(1年目から所持することができる)

獲物を苦しまず仕留めることはハンターの責務であるが、それ以上にヒグマを半矢にして人身被害が増加するという指摘もあり、ハンターはヒグマを半矢にしてはならないこと、半矢にしたヒグマは何日かけても責任をもって仕留めることを肝に銘じて活動している。

2-2 ヒグマの走る速さは時速 60 km(秒速 16m)

北海道でのヒグマによる死傷者の3分の1以上はハンターだが、これはヒグマによる反撃のためという場合が多く含まれる。

ヒグマの走る速さは時速60km(秒速16m)程度と言われており、50m先からだと3秒で、30m先からだと2秒で反撃される。散弾銃(スラグ弾)を使う場合、30~50mでしかヒグマに立ち向かうことはできないため、銃を所持しているからといって、猟友会も市町村もそれらの者をヒグマ対策にあてることはできない。

ハーフライフル銃（サボットスラグ弾）であれば、100m以上でクマと対峙することができ、ヒグマに反撃を受けるまでの時間に、これも練習と経験によるということになるが、2発目、3発目を発射することもできるため、本人が希望すれば、ヒグマ対策を担うことができる。

2-3 ライフル銃にはかなわないが、新人ハンターにハーフライフル銃（サボットスラグ弾）は必須
ハーフライフル銃（サボットスラグ弾）は、散弾銃（スラグ弾）と比べ特別威力が強いわけではないが、有効射程が長く、遠くの獲物を正確に狙える、というのが利点である。

正確性でも、有効射程でも、ライフル銃にはかなわないが、エゾシカ対策やヒグマ対策に当たる場合、距離をとって正確に命中させ捕獲することがハンターの身を守るために必要となる。

ヒグマとエゾシカの急速な増加は、ヒグマがエゾシカを常食とする事態も生んでいる。幸いなことに人身被害の報告はまだないが、銃やわなで捕獲したエゾシカを回収しようとするときに、ヒグマに威嚇される、ヒグマにエゾシカを横取りされるという報告がこの数年目立っている。

北海道のほとんどの10年未満のハンターがハーフライフル銃（サボットスラグ弾）を使用するのはそのためであり、ヒグマの棲む広大な北海道の大地では、エゾシカ対策にも、ヒグマ対策にも必要な道具なのである。

3 ハンターの世代交代

3-1 ライフル銃を所持する団塊の世代が銃の所持をやめる年齢を迎えている
警察庁は、凶悪事件が続いたため昭和50年前後から獵銃所持に関する規制を強化し、その結果獵銃所持者は大きく減った。北海道でも20,000人程度いた獵銃所持者が、5,000人程度まで減少している。

ここまで、北海道でエゾシカ対策やヒグマ対策に当たってきたのは、規制強化前に獵銃を所持した団塊の世代であったが、北海道のためぎりぎりまで頑張ってくれたその世代が、いよいよ銃を手放さざるを得ない年齢を迎えている。

それによって、エゾシカ対策やヒグマ対策に支障が出始めしており、これ以上ハンター人口を減らすことができないというところまで、北海道は追いつめられている。

3-2 団塊の世代に代わる新人ハンターが10年間散弾銃（スラグ弾）を使うデメリット
北海道は、新人ハンターの発掘と育成を進めているが、団塊の世代が所持していたのはライフル銃であって、その代わりを担う新人ハンターは10年間ライフル銃の所持ができない。

もし今回のハーフライフル銃10年規制が実現し、10年間は通常の散弾銃（スラグ弾）しか使えないとなれば、新人ハンターはその間ヒグマ対策、エゾシカ対策での代替戦力にはなりえない。

エゾシカ対策であれば、ハンターのトライ&エラーにより、経験を積み、実力につけることができるが、ヒグマ対策では、一つのエラーがハンターの生命、地域住民の生命に直結するため、確実に判断すること、確実に獲物をしとめること、そのための経験と技術力が要求される。

それには、失敗できない状況を数多く経験し、ふだんから技術力を磨かなければならず、時間が必要となる。これは座学のみで身につくものではなく、10年後ライフル銃を所持したからといってすぐにその任に当たることができるものではない。

このことは、新人ハンターのみならず、北海道のエゾシカ対策、ヒグマ対策にとって致命的なデメリットとなる。

3-3 地域を守ることができなければ、ハンターのなり手が減る可能性大 → 北海道民の命の危機
有効射程の短い散弾銃（スラグ弾）しか使用できないのであれば、獵友会としても地方自治体としても、ヒグマの出没する現場にそれらの者を配置することができず、経験を積ませることも、技術力を磨かせることもできない。

ハーフライフル銃の10年規制により最も危惧することは、エゾシカ対策やヒグマ対策の即戦力になれないことで、銃の所持を志す人が減り、ハンター人口が減少することである。

そのことにより、ハンターの世代交代が阻害されることになれば、北海道の進めるエゾシカ対策、ヒグマ対策は崩壊し、北海道民の生命が危険にさらされ、さらには北海道の社会活動、経済活動が停滞することになる。

4 駆除についてハーフライフル銃を持たせる案について

4-1 現在も駆除目的での所持についてはライフル銃10年規制はないが…
今回の規制では、駆除についてハーフライフル銃の所持を認めようとする内容も含まれるように聞いている。

しかしながら、有害鳥獣駆除は居住する市町村で行うのが通例であるが、野生鳥獣には市町村の境界は関係ないため、居住する市町村から近隣町村に逃げ込まれると、駆除員としては手出しができることになる。そのため、有害鳥獣駆除を熱心に行っても、近隣町村に逃げ込まれ、また夜間に侵入され被害を受けるということが往々にして起こる。

また、北海道で策定しているエゾシカ管理計画、ヒグマ管理計画は、狩猟によるエゾシカやヒグマのコントロールを目指しており、現状はそれが達成できていないため、それを補完するために有害鳥獣駆除による個体数調整を狩猟に加えて行っているものである。

それらの計画の中心はあくまでも狩猟であって、狩猟でハーフライフル銃（サボットスラグ弾）を使えないことは、北海道の野生鳥獣の保護管理の推進にとって、大きな痛手となる。

4-2 特例所持の現状

現在も、駆除目的であれば、ライフル銃について散弾銃10年の所持経験はなくとも、所持が認められる旨の警察庁の見解や国会答弁があるが、実際に北海道ではそれらに関する運用はほとんどされておらず、運用されている場合も各市町村1~2名程度である。

その程度ではエゾシカ対策、ヒグマ対策に当たる絶対人数が足りない。

また、特例での所持には実績やそれに基づく市町村からの推薦が求められるが、散弾銃（スラグ弾）では、ライフル銃やハーフライフル銃を特例所持するための経験や実績を積むことが難しくなること、そのため市町村の推薦が受けられないことも予想される。

エゾシカやヒグマから、家族を守るために、地域を守るために、仕事（収入）を守るために、銃を手にしようとする者が、ハーフライフル銃を所持できないことで銃を所持することをあきらめるという傾向が強くなり、若手の参入が減り、ハンター人口が減少する、ということになれば、特例所持の運用によりエゾシカ対策、ヒグマ対策に当たることは難しいということになる。

5 長野県の殺傷事件はハーフライフル銃の規制とは無関係の要因と考える

5-1 至近距離からの銃の発射に対する防御は困難

長野県の殺傷事件は、報道によると、ハーフライフル銃が使用され、至近距離から発射されたとのことである。至近距離から弾丸を発射した場合、ハーフライフル銃のみならずいかなる銃であっても殺傷能力を有している。単にハーフライフル銃を規制することで、本事件を防げたとは考えにくい。

猟銃等が使用される事件を未然に防ぐには、猟銃所持者が、銃を所持するのに適當か、また銃を所持するのに適當な状態を維持しているかを適切に調査し、把握することが重要であると考える。

本事件に関しても、犯人が何故人間を撃つという心情に至ったのか、犯人のおかれた環境等を究明・検討し、対策を図ってほしい。

今回の規制にある眠り銃の規制強化は、銃を使っていない者に対して、本人への聞き取り等をすることにより、気持ちや状況の変化を察知できるという点で有効な対策であると思う。

5-2 犯人を罰するべき。善良な所持者に対する規制は不要

そもそも、ハーフライフル銃を含めた猟銃等は野生鳥獣を捕獲するため、あるいは標的射撃競技のために存在するのであって、正しく使用することで、社会生活上有用な役割を果たす道具として、その所持、使用が認められてきたものである。

猟銃等で人間を撃つという行為こそが言語道断であり、その者こそ厳重に処罰されるべきである。

ハーフライフル銃を含む猟銃等が有害なのではない。

このことは、他の凶器（車や包丁や金属バット等）による事件と同じである。車や包丁や金属バット等は人間にとって有用な道具であって、それが凶器として使われた場合は、それを凶器として使った人間に非があるのである。

適切に銃を所持する者、適切に銃を所持しようとする者、地域の安全を守ろうとする者に対して、あらためて規制をかけることは不要であると考える。

6 北海道民の生命、北海道の社会活動、経済活動を守るために、ハーフライフル銃の10年規制に反対

全国では、確かに、ハーフライフル銃が必要とされない地域もある。

しかしながら、北海道のように、エゾシカ対策やヒグマ対策に民間人であるハンターが自発的に当たらなければならず、そのためには10年未満のハンターがハーフライフル銃を所持することが絶対に必要な地域もある。そのことを十分に考えていただきたい。

ヒグマが指定管理鳥獣になるとの報道もあるが、それが実現するとエゾシカばかりではなくヒグマも予察駆除（個体数調整）の対象となることが予想され、これまで以上に地域を守るための積極的な活動が求められ、ますますハンターの果たすべき役割は大きくなる。

以上のような理由から、北海道民の生命、北海道の社会活動、経済活動を守るために、ハーフライフル銃の10年規制に反対する。

以上